

青森県りんご高密度植栽培機械化実証コンソーシアム規約

令和8年5月26日制定

(名称)

第1条 このコンソーシアムは「青森県りんご高密度植栽培機械化実証コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、大規模なりんご高密度植栽培に取り組む又は取組意向のある農業経営体等による、欧州等先進産地で実装されている機械化事例の共有、機械化実装に向けた議論、効果的な企業間連携の検討等を通じて、青森県内におけるりんご高密度植栽培の機械化を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うこととする。

- 一 機械化の実装に向けた事例収集と青森県に最適な機械化栽培体系の検討に係る事業
- 二 国等が措置する省力機械の導入等を支援する各種補助事業への申請に向けた支援と事業効果の検証に係る事業
- 三 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 コンソーシアムの目的及び事業に賛同し、りんご高密度植栽培の機械化実証に取り組む又は取組意向のある農業経営体、当該農業経営体の親会社、団体等
- 二 コンソーシアムの会長がその活動に寄与すると認めた有識者等

(入会)

第5条 前条第一号に基づき会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得て会員になることができる。

(会費)

第6条 コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。但し、会費を徴収する必要性が生じた場合には、その会費について、総会において検討を行うものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会長は、会員が本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を棄損する行為をしたときは、当該会員を退会させることができる。
- 3 会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを宣誓する。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所という。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 会長は、会員が前項に違反した場合又は違反している懸念が生じ会員として適当でないと判断される場合、当該会員に催告することなく直ちに退会させることができる。

（オブザーバー）

第8条 コンソーシアムにオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、国、自治体、試験研究機関や指導機関等とし、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。
- 3 オブザーバーは、コンソーシアムの活動に必要なに応じて参加し、コンソーシアムの目的達成のため助言及び支援を行うことができるものとする。

（役員）

第9条 コンソーシアムに役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合にはその会務を代行することができる。ただし、本職の設置は必須としない。

（任期）

第10条 会長及び副会長の任期は原則として2年とする。但し、再任することができる。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員解任）

第11条 コンソーシアムは、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、コンソーシアムは、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第13条 コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。
- 3 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会員は、総会において各一票の議決権を有する。
- 6 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(対話の場)

第14条 会長は、会員と機械メーカーや代理店、国や地方自治体等との対話の場を設置することができる。

(事務局)

第15条 コンソーシアムに事務局を置く。

- 2 事務局は、青森県農林水産部りんご果樹課内に置く。但し、第6条の規定により会費を徴収する必要性が生じた場合には、事務局を変更する。
- 3 事務局は、総会の決定及び会長の指示に基づき、コンソーシアムの運営に必要な事務を行う。

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会の議決により改正することができる。

(解散)

- 第17条 コンソーシアムは、設立の日から3年以内に、解散を含めた今後の方向性について、議論し決定するものとする。
- 2 コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。
- 3 コンソーシアムは、解散に当たって、総会の決議により、りんご高密度植栽培の機械化の実証を目的とした別のコンソーシアム等に事業を承継することができる。

附 則

第1条 この規約は、コンソーシアムの設立の日から施行する。

第2条 コンソーシアムの設立時における規約は、コンソーシアムの設立までに入会申込書を提出し、設立総会に参加した者の総意を以て、決議されたものとみなす。

第3条 コンソーシアムの設立時における会員は、コンソーシアムの設立までに入会申込書を提出し、受理された者とする。

第4条 コンソーシアムの設立時における会長は、コンソーシアムの設立までに入会申込書を提出し、設立総会に参加した者の総意を以て、決定する。

会員名簿

もりやま園株式会社（会長）
株式会社津軽産直ファーム
青森県農村工業農業協同組合連合会
株式会社RED APPLE
合同会社グランドアグウィル
株式会社アグリ・ザ・エイト
ゴールドバック株式会社
弘果総合研究開発株式会社
株式会社アップルファクトリー
有限会社まごころ農場
株式会社パープルウィンドウ

（令和8年5月26日設立時点）